

子ども食堂等運営助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という）が、子どもから大人まで地域のつながりを目的とした子ども食堂等を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部の助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする

(助成対象団体)

第2条 助成および提供の対象となる団体は、子ども食堂等を開設及び運営する団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする

- (1) 市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は市内で活動する団体であること
- (2) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下この号において「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）でない団体、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、子ども食堂等を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 伊勢市内で実施すること
- (2) 利用対象者は概ね地域の住民とすること
- (3) 感染症等で開催できない場合を除いて、原則、年間に6回以上は開催すること
- (4) 食品衛生管理を十分行い、三重県伊勢保健所へ届を行うこと
- (5) 安全に食事を調理し、提供を行うこと
- (6) 地域住民同士や子育て世代の交流など、居場所作り活動を行うこと
- (7) 利用した方の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること
- (8) 政治、宗教、営利活動を目的としないこと
- (9) 利用者（子どもは無料でも可）から利用料を徴収すること。ただし、食事の実費程度の利用料とすること
- (10) 子どもが参加しやすい曜日や時間帯等を考慮し開催すること
- (11) 地域住民が幅広く参加できるように広報周知（SNS等を含む）を行い、実施主体である団体等の関係者しか参加できない運営を行わないこと

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、子ども食堂等の運営に関する経費とし、別表に定めるものとする

(助成金の額)

第5条 子ども食堂等助成金（以下「助成金」という）の額は、年間 上限10万円までとする

(交付の申請)

第6条 助成金を受けようとする団体は、子ども食堂等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という）に、次に掲げる書類を添えて、伊勢市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体名簿（任意様式）
- (4) その他会長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 会長は、当該団体より交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上助成金の適否を決定し、子ども食堂等助成金交付決定通知書（様式第4号）または、子ども食堂等助成金不交付決定通知書（様式第5号）を団体に通知するものとする

2 助成金は、助成金交付決定を通知後、翌月末に支払うものとする。支払方法については、助成団体が指定した口座に振り込むものとする

(実績報告の提出)

第8条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは会長が別に指定する期日までに、事業実績報告書（様式第6号）収支決算書（様式第7号）その他会長が必要とする書類を提出しなければならない

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第10条 会長は前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する

別表 助成対象経費

科目	内訳
1. 備品購入費	価格が1万円以上のもので、事業に使用するものに限る ※以下のものは金額にかかわらず、備品購入費の対象とする ① 机、椅子、棚、カーペット等の什器類 ② 調理に要する、鍋やフライパン等の器具 ③ 冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ④ その他備品とすることが適当と判断するもの
2. 賃借料又は会場使用料	事業に利用する場合に限る ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、助成対象外とする
3. 消耗品費	価格が1万円未満かつ事業で使用するものに限る (例：事務用品 洗剤 日用品等)
4. 印刷製本費	事業の広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用を対象とする
5. 食料費	事業に利用（提供）する食材料に限る ※アルコール代、運営スタッフの会食代は助成対象外とする
6. 保険料	参加者の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする
7. 通信費	ハガキ・郵便切手代に限り、事業に要した通信費を対象とする
8. 負担金	事業における食品衛生上の責任者となるために、食品衛生責任者養成講習会を受講する場合の費用を対象とする
9. 手数料	事業における営業許可申請等に係る県収入証紙購入費用を対象とする 運営スタッフの検便等の検査手数料を対象とする

(様式第1号)

子ども食堂等運営助成金申請書兼請求書

令和 年 月 日

伊勢市社会福祉協議会 会長 様

申請者 食堂名 _____

食堂住所 〒 _____ /伊勢市

代表者名 _____ 印 電話 _____

子ども食堂等運営助成金を下記のとおり交付されるよう申請します。

記

1. 助成申請額 _____ 円 (上限100,000円)

2. 食堂の活動内容 (現状)

開所月・回数 (毎月・隔月) / _____ 回
時間帯 _____
スタッフ人数 約 _____ 人 (1回あたり)
利用者人数 約 _____ 人 (内子ども約 _____ 人) (1回あたり)
主な活動内容

3. 振込先金融機関

通帳の表紙および表紙を1枚開いた部分のコピーの添付

※名義等変更で、コピーした物が見えにくい通帳につきましては、コピーをしたうえで手書きで記入してください。

●申請書提出に必要な☑欄

助成金申請書兼請求書 (様式第1号)

印鑑1ヶ所 (団体印または代表者印)

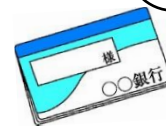
表面、裏面の必要事項への記載

事業計画書 (様式第2号) 収支予算書 (様式第3号) 図1 ①表紙 ②1枚開いたページ

振込先のコピー (①表紙と②通帳の表紙をめくったページ: 図1参照)

※全てにチェックがないと申請は受付できません

通帳の表紙をめくったページ (口座名義、口座番号が記載されているページ)



4. 申請該当事業内容

事業予算 _____ 円

助成金対象額 _____ 円
(助成対象経費内訳)

※必ず、事業内容が分かる規約等（チラシや案内板等）を添付してください。

子ども食堂等運営助成事業は、皆さまからお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。

(様式第2号)

事業計画書

年間事業内容

予定月	予定回数	予定内容等	予定延べ人数
4月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
5月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
6月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
7月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
8月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
9月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
10月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
11月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
12月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
1月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
2月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)
3月	回		スタッフ 人 利用者 人 (内子ども 人)

(様式第3号)

収 支 予 算 書

1. 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
助成金		
利用料		
その他		
合 計		

2. 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要	助成金摘要
備品購入費			
賃借料 又は会場使用料			
消耗品費			
印刷製本費			
食料費			
保険料			
通信費			
負担金			
手数料			
合 計			

(様式第6号)

事業実績報告書

食堂名 _____

食堂住所 〒 _____ /伊勢市 _____

代表者名 _____ ⑩ 電話 _____

助成金の使途報告	
----------	--

領収書、実施状況写真の添付

領収書 (原本)

※原本の添付が不可能な場合はその理由を記載、署名、捺印をし、
コピーを添付してください

※インターネットにて商品を購入される場合は、**団体名**、
または、**代表者名**の入った領収書を添付してください。
それが困難な場合は、ご相談ください。

写真

(様式第7号)

収 支 決 算 書

1. 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
助成金		
利用料		
その他		
合 計		

2. 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要	助成金摘要
備品購入費			
賃借料又は 会場使用料			
消耗品費			
印刷製本費			
食料費			
保険料			
通信費			
負担金			
手数料			
合 計			

子ども食堂等運営助成事業は、皆さまからお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。